

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第六十三号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉施設最低基準の一部が改正され、保育所における満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部から搬入する方法によることが可能となったことなどに伴い、保育所型認定こども園についても同様とするため、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十二年十月二十八日